

# 令和3(2021)年度 東京大学大学院総合文化研究科修士課程学生募集要項(改訂版)

## 広域科学専攻

### 教育研究上の目的

本研究科は、学際性および国際性を教育・研究の柱として専門分野についての深い理解の上に立った領域横断的研究による知の創成をめざし、確かな教養に支えられた総合的判断力をもって現代の社会と科学技術の様々な課題に取り組む能力をもち、教育・研究の分野のみならず社会の実践的分野においても国際的に指導的役割を果たすことのできる人材を養成することを目的とする。

### 入学者受入方針

東京大学大学院総合文化研究科修士課程では、以下の求める学生像及び入学者選抜の基本方針に基づき、入学者の選抜を行います。

#### 求める学生像

- ・志望する専門分野に関する基礎的な知識・研究能力を有すると同時に、自らの専門の相対化を可能とする広い学識と領域横断的な視野を身につけることのできる人。
- ・現実世界の諸問題や学術的課題の解明と、新たな知的価値の創出を意欲的に目指しつつ、研究によって得られた知見を論理的にまとめあげ、国内外に発信できる表現力・語学力を身につけることのできる人。

#### 入学者選抜の基本方針

- ・志望する専門分野に関する十分な知識を身につけているとともに、当該分野と関連する学問全般にわたって幅広い知識や教養を有していること。
- ・単なる知識の量だけでなく、そこから自らが主体的に新たな問題を発見し、知識を獲得しながらその問題を解決する能力、創発的な議論を展開する能力を具備していること。
- ・当該分野に係る資料・文献を読みこなすことができ、将来国際的な場でも活躍し得るだけの語学力の基礎を具備していること。

## 1. 出願資格

- (1)日本の大学を卒業した者及び令和3(2021)年3月31日までに卒業見込みの者(第1号)<sup>注1)注5)</sup>
- (2)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和3(2021)年3月31日までに修了見込みの者(第2号)<sup>注2)注5)</sup>
- (3)外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について当該外国政府又は関係機関により評価を受けているものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和3(2021)年3月31日までに授与される見込みの者(第3号)<sup>注2)注5)</sup>
- (4)文部科学大臣の指定した者又は文部科学大臣が指定した教育施設等を修了した者及び令和3(2021)年3月31日までに修了見込みの者(第4号)<sup>注3)注5)</sup>
- (5)大学改革支援・学位授与機構により、学士の学位を授与された者及び令和3(2021)年3月31日までに授与される見込みの者(第5号)<sup>注5)</sup>
- (6)個別の入学資格審査をもって、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者で、入学時において22歳に達しているもの(第6号)<sup>注1)注4)</sup>

注1)上記(1)、(6)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。

注2)上記(2)、(3)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

注3)上記(4)に該当する者とは、次の学校又は教育施設の卒業者(修了者)等を示す。

- ・文部科学大臣の指定する外国学校日本校
- ・文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)
- ・旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校

注4)①上記(6)に該当する者とは、上記(1)から(5)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業者(修了者)等で、個別の入学資格審査により、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者とする。

②上記(6)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類を令和2(2020)年5月25日(月)から5月29日(金)までに(※)本研究科事務部(7.(1)エ.)に提出すること。出願資格及び提出書類等については、事前に本研究科事務部に問い合わせること。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、上記の期限までに問い合わせ及び書類の提出ができなかった場合は、出願受付期間(令和2(2020)年7月9日(木)から7月15日(水)まで)に、出願書類と合わせて個別の入学資格審査に必要な書類を提出すること。ただし、審査の結果、入学資格が認められなかった場合は、出願を不受理とし、検定料を返還する。

③上記(6)に該当する者で、入学資格審査で日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。なお、審査の結果は、令和2(2020)年6月26日(金)頃(※)各自に通知する。

※出願受付期間に個別の入学資格審査に必要な書類を提出した者への審査結果の通知時期については、個別に連絡する。

注5)広域科学専攻の各系においては、令和3(2021)年4月入学のほかに、令和2(2020)年9月24日入学を認める。令和2(2020)年9月24日入学希望者の場合、上記(1)から(6)における「令和3(2021)年3月31日」については、「令和2(2020)年9月23日」に読み替えるものとする。なお、令和2(2020)年9月24日から9月30日までの間に上記(1)から(6)のいずれかを満たす者は、事前に本研究科事務部(7.(1)エ.)に問い合わせること。

注6)下記2.(2)の社会人特別選抜による選抜を希望する者は、上記(1)から(6)のいずれかに該当するとともに、出願時において会社・学校・官公庁等に在職中であり、入学時以降においても在職の見込みである者、その他社会人としての経験を有する者とする。

## 2. 募集人員

(1)本専攻は、生命環境科学系、広域システム科学系及び関連基礎科学系の3つの系からなる。それぞれの募集人員及び募集人員総数は、下記のとおり。

系	募集人員
生命環境科学	40名
広域システム科学	27名
関連基礎科学	37名
募集人員総数	104名

(2)募集人員総数のうち社会人特別選抜による者は、各系とも若干名である。

(3)試験の成績によっては、合格者数が募集人員を上回る場合又は下回る場合がある。

### 3. 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、出願書類の審査及び口述試験による。
- (2) 口述試験は、出願書類審査合格者に対し行う。
- (3) 社会人特別選抜においては、社会人としての経験も考慮する。

### 4. 出願書類審査

各系において、下記の出願書類を総合的に用いて審査を行う。

系	書類審査の内容
生命環境科学	小論文、その他出願書類
広域システム科学	研究計画書、小論文、その他出願書類
相関基礎科学	解答用紙、その他出願書類

### 5. 試験期日

口述試験

期 日 令和2(2020)年8月24日(月)～8月30日(日)

口述試験対象者受験番号については、令和2(2020)年8月19日(水)午後2時に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)及び総合文化研究科ホームページ(URL <http://www.c.u-tokyo.ac.jp/index.html>)に発表する。

なお、口述試験対象者発表後に、対象者へ受験方法等を電子メールにより通知する。8月20日(木)17時までに通知を受信できなかった場合は、本研究科事務部(7.(1)エ.)に問い合わせること。

また、口述試験はオンラインにより実施する。各自でパソコン及びカメラ(コンピュータの内蔵カメラまたはウェブカメラ)等を準備のうえ、周囲に人のいない静謐な環境で受験すること。準備が困難な者は、8月3日(月)までに本研究科事務部(7.(1)エ.)に問い合わせること。

### 6. 合格者の発表及び入学手続

(1) 合格者については、受験番号を令和2(2020)年9月4日(金)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)及び総合文化研究科ホームページ(URL <http://www.c.u-tokyo.ac.jp/index.html>)に発表するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

(2) 入学許可の通知は、令和3(2021)年3月2日(火)頃、本人宛郵送により行う。

(3) 入学許可の通知を受けた者は、その際に送付された入学手続要領に従って、令和3(2021)年3月中の所定の期間内に、必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱う。

(4)令和2(2020)年9月入学者については、入学許可及び入学手続の通知を別途行う。

(5)入学時に必要な経費(令和3(2021)年度予定額)  
(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

入 学 料 282,000 円(予定額)

授 業 料 前期分 267,900 円(年額 535,800 円)(予定額)

注)上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

## 7. 出願手続

### (1)出願方法

ア. 出願は、郵送(書留速達郵便)に限る。

イ. 郵送にあたっては、下記(2)の出願書類等を一括して本研究科所定の封筒に入れ、郵便局で「書留速達郵便」と措置して送ること。日本国外から郵送する場合は、事前に本研究科事務部(7.(1)エ.)に申し出ること。また、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は受理しない。

ウ. 受付期間 令和2(2020)年7月9日(木)から7月15日(水)まで

(令和2(2020)年7月16日(木)以降に到着したものについては、7月15日(水)までの消印のあるものに限り有効とする。)

エ. あて先・  
問合せ先 〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1  
東京大学大学院総合文化研究科事務部教務課総合文化大学院チーム  
電話 03-5454-6050(6049)

### (2)出願書類等

ア. 入 学 願 書 本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの。

イ. 成績証明書 出身大学(教養課程を含む。)のもの。  
(原本に限る) ただし、本学の学部を卒業した者又は卒業見込みの者は、学部専門科目の成績のみ提出すること。

ウ. 卒業証明書 在学中の者は入学手続の際に提出すること。卒業見込証明書は不要。  
(原本に限る) なお、外国の大学を卒業した者は、学士の学位が確認できる証明書を併せて提出すること。  
また、外国の大学で証明書を発行できない場合があれば、事前に本研究科事務部(7.(1)エ.)に問い合わせること。

エ. 写 真 3 葉 3か月以内に撮影した正面上半身脱帽のものを、願書及び受験票に貼付して  
(同一のもの) 提出すること。

オ. 課 題 等 志望する系の指示する次の書類をクリアファイル（A4）に入れて提出すること。

志望する系	提出書類
生命環境科学	<p>【小論文】            解答用紙（A4）2枚をクリップ留めして提出すること。（注：ホッチキス留めしないこと）。その他「生命環境科学系修士課程出願課題（小論文）」内で指定する様式に従うこと。</p>
広域システム科学	<p>a. 【研究計画書】            本研究科所定の用紙を用いること。ただし、下記(3)ア. 社会人特別選拔出願者は(3)ア. b. の研究計画書のみでよい。            b. 【小論文】            同系が定める要領に従い作成し、提出すること。</p>
相 関 基 礎 科 学	<p>【解答用紙】            ① 過去に出題された入試問題の中から3題を解いた解答用紙（本研究科所定様式（A4）、1題当たり2枚、片面のみ使用可、計6枚）1題毎にクリップ留めして提出すること。（注：ホッチキス留めしないこと）。            ② 相関基礎科学系へ入学する志望動機、過去の様々な活動など自身のアピールポイントを記載した文書（本研究科所定様式、A4用紙1枚、片面のみ使用可）</p>

カ. 受験票送付用封筒 本研究科所定のものに出願者本人のあて名を記入し、374円分の切手を貼ること。

キ. 宛名ラベル 本研究科所定のものにそれぞれの送付物を受信する場所(日本国内)を記入すること。

ク. 検 定 料 30,000円

【銀行振込】又は【コンビニエンスストアでの払込】、【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での払込】若しくは【クレジットカード・中国オンライン決済（アリペイ・銀聯）での払込】のいずれかに限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。

(外国人出願者のうち日本政府(文部科学省)奨学金留学生は、検定料は不要。ただし、本学に在学中(研究生を含む)の者以外は、日本政府(文部科学省)奨学金留学生である証明書を提出すること。)

(1) 【銀行振込の場合】

所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での所定の方法での払込の場合を除き、ATM、インターネット等は利用しないこと)。

振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。

※ゆうちょ銀行・郵便局、ATM、インターネットでの振込では、「振込金受付証明書(C票)」が発行されないので利用しないこと。

(2) 【コンビニエンスストアでの払込の場合】

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップに限る。  
払込に関する操作手順や注意事項については、別紙の「東京大学大学院総合文化研究科 検定料払込方法」を参照のうえ、払い込むこと。払い込み後、「入学検定料・選考料 取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取り、入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。

(3) 【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での払込の場合】

払込に関する操作手順や注意事項については、別紙の「東京大学大学院総合文化研究科 検定料払込方法」を参照のうえ、払い込むこと。払い込み後、E-支払いサイトの「申込内容照会」にアクセスし、受付完了時に通知された【お客様番号】と【生年月日】を入力し、照会結果を印刷して出願書類に同封すること。

(4) 【クレジットカード・中国オンライン決済(アリペイ・銀聯)での払込の場合】

クレジットカードは、ビザカード(VISA)、マスターカード(Master)、JCBカード、アメリカン・エクスプレスカード(American Express)が利用可能。  
払込に関する操作手順や注意事項については、別紙の「東京大学大学院総合文化研究科 検定料払込方法」を参照のうえ、払い込むこと。払い込み後、E-支払いサイトの「申込内容照会」にアクセスし、受付完了時に通知された【受付番号】と【生年月日】を入力し、照会結果を印刷して出願書類に同封すること。

(3) 社会人特別選拔出願者及び外国人出願者は、上記(2)の出願書類等のほかに、次の書類を提出すること。

ア. 社会人特別選拔出願者

- a. 社会人活動状況調書 本研究科所定の用紙を用いること。
- b. 研究計画書 本研究科所定の用紙を用いること。

イ. 外国人出願者

日本語能力証明書 本研究科所定の用紙に日本語の指導教授又はこれに準ずる者が記入したもの。ただし、日本の大学を卒業した者又は卒業見込みの者(日本語により教育を受けた者に限る。)は、提出不要。

(4) 入学願書を作成後、オンラインで出願者情報の登録を必ず行うこと。なお、詳細については、別紙案内を参照すること。

## 8. 注意事項

(1) 同一年度において、本研究科内の2つ以上の専攻(系)及びプログラムに出願することはできない。さらに、令和2(2020)年9月入学を希望して出願する場合は、本研究科のどの専攻(系)及びプログラムにも令和3(2021)年4月入学を希望して出願することはできない。また、他の研究科等と重複して入学することはできない。

(2) 出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。また、検定料の払い戻しはしない。ただし、出願以降において、氏名、現住所、受信場所等に変更が生じた場合には、速やかに本研究科事務部(7.(1)エ.)に届け出ること。

(3) 受験票等は、令和2(2020)年8月4日(火)頃に直接本人宛に郵送する。送付予定日から、7日間経過しても到着しない場合は、本研究科事務部(7.(1)エ.)に連絡すること。

- (4)障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願前のできるだけ早い時期に本研究科事務部(7.(1)エ.)に申し出ること。
- (5)在職中の者は、次の点に注意すること。
- ア. 大学院に入学を許可された場合、在学期間中は大学院での学修環境を確保すること。
- イ. 官公庁・企業・団体等に在職のまま大学院に入学を希望する者は、入学手続の際に、「在職のまま大学院に入学することに支障はない」旨の勤務先の承諾書(様式任意)を提出すること。
- (6)事情によっては、出願手続、試験期日等を変更することがある。その場合は、本研究科ホームページ(URL <https://www.c.u-tokyo.ac.jp/graduate/admission/master-doctor/index.html>)に情報を掲載するので、随時確認すること。
- (7)外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (8)入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (9)出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (10)入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (11)出願書類において虚偽の記載や偽造が発見された場合、ならびに試験において不正行為があったことを示す明確な証拠が出てきた場合は、合格後、及び入学後においても遡って入学を取り消すことがある。
- (12)東京大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から外国人留学生の受入れに際し、厳格な審査を行っている。
- 規制されている事項に該当する場合は、入学が許可できない場合や希望する研究活動に制限がかかる場合があるので、注意すること。なお、詳細については、以下の本学安全保障輸出管理支援室ホームページを参照すること。
- <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/export-control/ja/rule.html>

令和2(2020)年6月